

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
2月7日
(火曜日)

目次

- 告示
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....
- 道路の位置の指定(建築指導課).....
- 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正(会計課).....
- 公告
- 土地改良区役員の届出(農村整備課).....
- 国営農地再編整備事業(豊北地区上市換地区)の換地処分(農村整備課).....



山口県告示第六十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年二月七日

山口県知事 二井 関成

科 医療法人社団ファミリー歯 山陽小野田市新有帆町八番五号 平成一七、八、三一
 名 医 療 所 機 在 地 関 地 廃 止 年 月 日

山口県告示第六十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年二月七日

山口県知事 二井 関成

科 医療法人社団ファミリー歯 山陽小野田市新有帆町七番七号 平成一七、九、一
 名 医 療 所 機 在 地 関 地 指 定 年 月 日

山口県告示第六十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成十八年二月七日

山口県知事 二井 関成

- 一 区域の名称
長登西(2)地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた区域

郡	町	大字	字	地番	標柱番号
美祿郡	美東町	長登	中ノ丁	五〇〇	一号
"	"	"	亀山	一八〇	二号
"	"	"	中ノ丁	二七三	三号
"	"	"	亀山	二七七	四号
"	"	"	亀山	一八七	五号
"	"	"	亀山	一六二	六号
"	"	"	亀山	一六二	七号
"	"	"	亀山	一八五	八号

〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	中ノ丁	龜山	〃	中ノ丁	上ノ丁
四九九	四九八	一八七	四九八	四九八	四五〇
十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号

一 区域の名称
南河内(1)地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた区域

〃	〃	〃	〃	〃	美祢郡	郡名
〃	〃	〃	〃	〃	秋芳町	町名
〃	〃	〃	〃	〃	青景	大字名
〃	〃	〃	〃	〃	水ノ上	字名
一八七〇の二	六五〇の二	六五〇の二	六四七	六四七	一八七三	地番
一八七〇の五	六四七	四号	三号	二号	一号	標柱番号
六号	五号	四号	三号	二号	一号	標柱番号

山口県告示第六十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十八年二月七日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
光市室積六丁目四〇一五の二	五・〇	二九・四	一五六・四九

山口県告示第六十七号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示（平成三年山口県告示第九百三十二号）の一部を次のように改正する。

平成十八年二月七日

山口県知事 二井 関 成

三の(一)の1中「株式会社東京三菱銀行 東京都千代田区丸の内二丁目七番一号」を「株式会社三菱東京UFJ銀行 東京都千代田区丸の内二丁目七番一号」に改め、
「株式会社ユーエフジェイ銀行 名古屋市中区錦三丁目二番二四号」を削り、三の(一)の4中「室津漁業協同組合 下関市豊浦町大字室津下八八二」を削る。



(八一) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十八年二月七日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員	土地改良区の名	理事の別	氏名	住所
防府市大道土地改良区	理事	行重	延昭	防府市大字台道六六
〃	〃	田中	芳孝	〃
〃	〃	内田	浩次	〃
〃	〃	藤田	文雄	〃
				六五八七の三

二 退任した役員

土地改良区	理事の別	氏名	住所	所
防府市大道土地改良区	理事	行重 延昭	防府市大字台道六六	
"	"	南部 貢	"	一三九九の二
"	"	内田 浩次	"	三五八七
"	"	藤田 文雄	"	六五八七の三
"	"	中谷 安彦	"	四〇四七
"	"	内田 澄	"	二七四六
"	"	好次 良男	大字切畑一七九六	
"	"	落合 登	"	六一二の五
"	"	山野 信之	大字台道二〇六の三	
"	"	田中 勇	"	四〇八七

土地改良区

防府市大道土地改良区	理事の別	氏名	住所	所
"	"	行重 延昭	防府市大字台道六六	
"	"	南部 貢	"	一三九九の二
"	"	内田 浩次	"	三五八七
"	"	藤田 文雄	"	六五八七の三
"	"	中谷 安彦	"	四〇四七
"	"	内田 澄	"	二七四六
"	"	好次 良男	大字切畑一七九六	
"	"	落合 登	"	六一二の五
"	"	山野 信之	大字台道二〇六の三	
"	"	田中 勇	"	四〇八七

(八二) 国営農地再編整備事業(豊北地区上市換地区)の換地処分
 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
 国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区上市換地区の換地処分を次のとおり行いま
 した。

平成十八年二月七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 換地処分の年月日
平成十八年一月二十六日
- 二 換地処分の内容
国営農地再編整備事業(豊北地区上市換地区)換地計画書に記載された換地計画の
とおり

平成十八年二月七日印刷
平成十八年二月七日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）